

○九州地方整備局告示第百八十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年十月十八日

九州地方整備局長 岩崎 泰彦

第1 起業者の名称 福岡県

第2 事業の種類 一般国道443号改築工事（山川バイパス・福岡県みやま市山川町尾野字前田地内から同市山川町尾野字野内及び向野内地内、同市高田町舞鶴字一里崎地内から同市山川町重富字北原地内まで）及びこれに伴う市道並びに農業用水路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 福岡県みやま市山川町尾野字前田、字南へタメ、字茶屋、字大日元、字前畑、字原口、字野内、字向野内地内及び高田町舞鶴字一里崎、字六谷、字上飯江、字湯摺並びに山川町重富字北原地内
- 2 使用の部分 福岡県みやま市山川町尾野字南へタメ、字野内地内及び高田町舞鶴字一里崎、字六谷、字上飯江、字湯摺地内並びに山川町重富字北原地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県みやま市山川町清水字井手ノ元地内から同市山川町重富字物見塚地内までの延長4,310mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道443号改築工事（山川バイパス）及びこれに伴う市道並びに農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道443号改築工事（山川バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する水路に関する事業である。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道443号（以下「本路線」という。）は、一般国道の指定区間を指定す

る政令（昭和 33 年政令第 164 号）による指定を受けていない（以下「指定区  
間外」という。）。指定区間外の一般国道を都道府県が改築するためには、道路  
法第 74 条に基づく国土交通大臣の認可を受ける必要があるところ、福岡県は  
本件区間について認可を受けている。

本件区間は、指定区間外であること、福岡県内に存することから道路法第 13  
条第 1 項の規定により福岡県が道路管理者となることなどから、起業者である  
福岡県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

本路線は、福岡県大川市の一般国道 208 号及び一般国道 442 号との接続点  
を起点とし、同県柳川市、みやま市を經由し、熊本県に入り、同県山鹿市、  
菊池市、熊本市等を經由して、終点の同県八代郡氷川町内の一般国道 3 号と  
の接続点を終点とする延長 137.7 km の幹線道路である。

また、福岡県内における本路線は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223  
号）に基づき福岡県が策定した「福岡県地域防災計画」において「緊急輸送  
道路ネットワーク」の一部として位置付けられている。

本路線が通過するみやま市（以下「本件地域」という。）の基幹産業は農  
業であり、従来から米作を中心としながら、ナスやセロリ等の都市近郊野菜  
及びみかん栽培が盛んである。また、国指定名勝の清水寺本坊庭園や国指定  
天然物の中ノ島公園大楠等の観光資源も豊富である。本件地域周辺では、福  
岡県大牟田市と佐賀県鹿島市を結ぶ、有明海沿岸道路の整備が進められてい  
るほか、本路線は、本路線周辺地域の工業団地に進出した企業が物流ルート  
として利用している。

このような地域を通過する本件区間に対応する本路線（以下「現道」とい  
う。）は、沿線住民の通勤、通学等の日常生活だけでなく、産業、文化、経  
済を支える重要な路線である。

しかしながら、現道は道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に定める道  
路幅員及び最小曲線半径を満たさない区間が複数存在するほか、大型車輛の  
交通量が多いことから大型車輛同士のすれ違い困難や視距の確保困難など  
で安全かつ円滑な通行に支障をきたしている。

また、現道沿いには店舗や住宅が密集しているほか、現道は、小中学校の  
通学路として利用されているにもかかわらず、歩道の整備が十分ではないこ  
とから、歩行者等の安全な通行も確保されていない状況となっている。

本件事業の完成により、バイパスが現道の通過交通を分担することから、  
現道の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与するこ  
とが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影  
響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の  
事業であるが、起業者が任意で大気質、騒音等について検討を行った結果に  
よると、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと予測されてい  
る。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

起業者が任意で行った、環境省レッドリスト及び福岡県レッドデータブックによる文献調査等によると、本件区間において、動物については、文化財保護法（平成 25 年法律第 214 号）による天然記念物であるカササギ、環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているマルタニシ等が生息している可能性がある。起業者は、改変区域でカササギの営巣が確認された場合は、専門家の意見を踏まえ、巣の移設等適切な措置を講じることとしており、生息に与える影響は小さいとされている。マルタニシについては、生息が確認され、施行中及び施行後の影響が懸念される場合は、専門家の意見を踏まえ、保全対策を行い、モニタリング調査を実施することとしており、生息に与える影響は小さいとされている。

植物については、希少種は確認されていないが、起業者は、改変区域を最小限にとどめるとともに希少種が確認された場合は、起業者は専門家の意見を踏まえ、適切な措置を講じることとしており、生育環境に対する影響は小さいとされている。

また、本件事業地内には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するが、みやま市教育委員会との協議により、必要に応じて適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通と歩行者等の安全な通行を確保することを主な目的とし、道路構造令による第 3 種 2 級の規格に基づく自転車歩行者道を有する 2 車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における本体事業のルートについては、申請のあった西ルート案（以下「申請案」という。）と、現道拡幅案及び東ルート案の 3 案を、社会的、技術的及び経済的な観点から検討している。申請案は、他の 2 案に比べ取得必要面積は多いものの、家屋の移転数が最も少なく地域住民に与える影響が比較的少ないこと、現道拡幅工事を伴わないことから工事期間中迂回路を確保する必要もなく工事延長も最短であり施工性に優れること、事業費が最も安価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道並びに農業用水路付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認めら

れる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、現道は線形不良箇所や幅員が狭小な区間が存在することにより、交通混雑が生じ円滑な交通が阻害されていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる国道 4 4 3 号道路整備促進期成会から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

#### 第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 福岡県みやま市役所